



令和5年度

与那原町職員採用候補者試験案内

【行政職(初級・中級・上級)】

【行政職(社会人実務経験者)】

【技術職(土木(初級・上級)、建築(初級・上級))】

【専門職(社会福祉士実務経験者)】

この試験は、令和6年4月1日以降に与那原町の行政機関（町長部局、教育委員会部局、議会事務局等）に勤務する職員を採用するために実施します。

求める人材

- ・何事にも意欲的に取り組む、実行力のある職員
- ・社会情勢に的確に対応し、中長期的視野を持つことのできる職員
- ・住民と共に課題を解決していく職員
- ・問題点を見だし、的確に分析し、改善・制度創設の出来る職員
- ・これまでに培った知識・経験と想像力豊かな発想や実行力などを活かし、即戦力として活躍できる職員

○ 職種及び募集人員

行政職（初級・中級・上級）： 若干名

行政職（社会人実務経験者）： 若干名

技術職（土木（初級・上級）、建築（初級・上級））： 若干名

専門職（社会福祉士実務経験者）： 若干名

○ 受付期間 令和5年9月1日（金）午前10時

～9月26日（火）正午まで

○ 申込方法：インターネットによる申込み

○ 第一次試験日 日付：令和5年10月15日（日）

場所：与那原町役場

※申込者数によっては、場所を変更する場合があります。試験会場等の変更の有無については、令和5年10月6日（金）10時に町ホームページでお知らせしますので、ご確認ください。

○ 第二次試験日 日付：令和5年11月19日（日）

場所：与那原町役場

1 募集職種・受験資格

(1) 活字印刷文による筆記試験及び口頭による面接試験等に対応できる者で、各職種における受験資格の項目をすべて満たす必要があります。

職 種		採用予定 人数	受 験 資 格
行政職	初級	若干名	1. 平成10年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者。 2. 学校教育法に基づく高等学校を卒業した者。（令和6年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）または、これと同等の学力を有すると認められる者。 * 2の該当者は、行政職（中級・上級）は受験できません。 ※住所要件有・・・下記参照
	中級		1. 平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者。 2. 学校教育法に基づく短期大学、高等専門学校を卒業した者。（令和6年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）または、これと同等の資格があると認められる者。（注1） * 2の該当者は、行政職（初級・上級）は受験できません。 ※住所要件有・・・下記参照
	上級		1. 平成6年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者。 2. 学校教育法に基づく4年制大学を卒業した者。（令和6年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）または、これと同等以上の学力があると認められる者。（注2） * 2の該当者は、行政職（初級・中級）は受験できません。 ※住所要件有・・・下記参照
	社会人 実務経験者	若干名	1. 昭和49年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者。 2. 民間企業等における職務経験が3年以上ある者。（注3） ※住所要件有・・・下記参照

技術職	土木	初級	若干名	1. 平成10年4月2日～平成18年4月1日までに生まれた者。 2. 学校教育法による高等学校以上を卒業した者（令和6年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）で、かつ土木に関する課程を履修した者。 *ただし、4年制大学を卒業した者を除く。
		上級		1. 平成6年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者。 2. 学校教育法に基づく4年制大学を卒業した者（令和6年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）または、これと同等以上の学力があると認められる者（注2）で、かつ土木に関する課程を履修した者。 *2の該当者は、技術職（初級）は受験できません。
	建築	初級		1. 平成10年4月2日～平成18年4月1日までに生まれた者。 2. 学校教育法による高等学校以上を卒業した者（令和6年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）で、かつ建築に関する課程を履修した者。 *ただし、4年制大学を卒業した者を除く。
		上級		1. 平成6年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者。 2. 学校教育法に基づく4年制大学を卒業した者（令和6年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）または、これと同等以上の学力があると認められる者（注2）で、かつ建築に関する課程を履修した者。 *2の該当者は、技術職（初級）は受験できません。
専門職	社会福祉士 実務経験者	若干名	1. 昭和63年4月2日以降に生まれた者 2. 社会福祉士資格を有し、かつ社会福祉士としての相談業務の実務経験が3年以上ある者。	

※ 住所要件については、下記のア～ウのいずれかに該当する者とする。

ア 令和5年6月1日以前より本町に住所を有し、引き続き居住している者

イ 令和5年6月1日以前より本町に本籍を有する者

ウ 直系尊属の父母のどちらかが令和5年6月1日以前より本町に住所を有し、引き続き居住している者

(注1) 「同等の資格があると認められる者」とは、昭和59年人事院公示第6号（人事院の認定に関わる受験資格）第3項に定める者で、下記の者がこれにあたります。

ア 学校教育法による専修学校の専門課程のうち、修業年限が2年以上で、かつ1,600時間以上の授業の履修を義務づけている課程を卒業した者又は令和6年3月末日までに卒業見込みの者

イ 職業能力開発促進法に基づく職業能力開発大学校及び短期大学校を卒業した者又は令和6年3月末日までに卒業見込みの者

(注2)「同等以上の学力があると認められる者」とは、学校教育法に定める大学の専攻科に入学ができる者又は、大学院への入学資格のある者で、外国において4年制大学を卒業した者などがこれにあたります。

(注3)「職務経験が3年以上ある者」の条件は下記のとおりとなります。

ア 会社員や公務員等として週当たり35時間以上の勤務を1年以上継続したものが該当し、これらの職務経験期間が平成30年4月1日～令和5年6月1日までの期間で3年以上あることを要します。

イ 正規、非正規などの雇用形態は問いません。

ウ 連続して1ヶ月を超える休業期間(育児休業、介護休業等)は、職務経験期間に含めることはできません。

エ 職務経験が複数ある場合、アの期間内であれば通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。

オ 職務経験は、月単位で算定します。1月未満の月については、15日以上を1月として計算し、14日以下は切り捨てることとします。

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に規定する、次の欠格条項に該当する者

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 与那原町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 第一次試験

(1) 日時・場所

実施日	職種		会場
令和5年10月15日(日) 集合時間 : 8時15分 受験時の説明 : 8時35分	行政職	初級・中級・上級	与那原町役場 ※申込者数によっては、場所を変更する場合があります。
	技術職	土木(初級・上級) 建築(初級・上級)	
	専門職	社会福祉士 実務経験者	
令和5年10月15日(日) 集合時間 : 11時 受験時の説明 : 11時20分	行政職	社会人実務経験者	

* 試験会場等の変更の有無については、令和5年10月6日(金)10時に、町ホームページでお知らせしますので、ご確認ください。

* 第一次試験の当日、台風が襲来し暴風警報が発令され、午前7時30分時点で路線バスが運行停止した場合は、試験実施日を令和5年10月22日(日)に延期します。

なお、試験実施の有無及び延期後の試験実施など詳細については、町ホームページにてお知らせしますので、ご確認ください。

(2) 試験内容

職 種		試験科目	時間
行政職	初級・中級・上級	教養試験	60分
		事例式課題論文試験	60分
		事務能力検査	10分
		適性検査	15分
	社会人実務経験者	事務能力検査	10分
		適性検査	15分
社会人常識問題		25分	
技術職	土木（初級・上級） 建築（初級・上級）	教養試験	60分
		専門試験	60分
		事務能力検査	10分
		適性検査	15分
専門職	社会福祉士 実務経験者	専門試験	60分
		事例式課題論文試験	60分
		事務能力検査	10分
		適性検査	15分

(3) 合格者の発表

第一次試験	令和5年11月1日（水） 13:00	役場掲示板及びホームページに掲載するほか、合格者へ通知します。
-------	-----------------------	---------------------------------

3 第二次試験

(1) 日時・場所

実施日	会 場
令和5年11月19日（日） 集合時間：8時30分	与那原町役場

(2) 試験内容

職 種		試験科目	時間
行政職	初級・中級・上級	集団討議	30分
		面接試験	10分程度
	社会人実務経験者	面接試験	20分程度
技術職	土木（初級・上級） 建築（初級・上級）	面接試験	10分程度
専門職	社会福祉士 実務経験者	集団討議	30分
		面接試験	10分程度

(3) 合格者の発表

第二次試験	令和5年11月28日（火） 13:00	役場掲示板及び町ホームページに掲載するほか、合格者へ通知します。
-------	------------------------	----------------------------------

4 採用候補者名簿の登載、採用

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、任命権者が採用候補者名簿の中から採用者を決定します。
- (2) 最終合格者数は、年間の採用予定数に採用を辞退する者等の数を考慮して決定しますので、採用数を上回る合格者数となり、合格しても採用にならないことがあります。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿登載の日から1年間です。
- (4) 卒業見込みの者で、令和6年3月31日までに卒業ができない者は採用される資格を失います。
- (5) 受験資格がないことが判明した場合には、合格を取消します。また、採用後にその事実が判明した場合には、懲戒免職処分の対象となります。

5 受験申込について

*原則、インターネットによる申込みとなります。

以下のページにアクセスし、受験申込をしてください。

【URL】

<https://logoform.jp/form/Z4Se/336964>



(1) 申込期間

令和5年9月1日（金）午前10時～令和5年9月26日（火）正午まで

(2) 留意事項

- ① インターネットに要する通信料などの費用は、受験者の負担となりますのでご了承ください。
- ② 受験申込は一人1回限りとなります。
- ③ 申込締め切り直前は、サーバーが混み合うことなどにより、申込みに時間がかかる恐れがありますので、余裕をもって申込手続きを行ってください。
- ④ 顔写真は申請者本人のみを撮影したもので3ヶ月以内に撮影されたものです。正面、無帽、無背景で、メガネのレンズに光が反射していないか確認してください。
- ⑤ 受験申込み後、メールアドレスへ送られてくるURLより、受付進捗状況を確認できます。
- ⑥ 予見できないシステムトラブルについての責任は一切負いません。
- ⑦ 本人控えの受験票は、第一次試験当日に配布いたします。
- ⑧ 一度提出した申請書の修正はできません。

6 成績開示

令和5年度与那原町職員採用候補者試験の結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定により、口頭で開示を請求することができます。（本人確認が必要なため、電話、手紙等による請求はできません）

対象者	開示内容	開示期間	請求方法	請求場所
第一次試験 受験者	第一次試験の 最終得点	それぞれの試験の合格発表 から1ヶ月間	受験者本人が、受験票又は本人であることを確認できる書類等（運転免許証、旅券等）を持参し、平日午前9時～午後5時までに請求してください。（正午から午後1時まで除く。） なお、土曜日、日曜日及び祝日は請求できません。	与那原町役場 総務課
第二次試験 受験者	第二次試験の 最終得点			

8 その他

- (1) 試験は、HBの鉛筆を使用して回答用紙にマークさせる方式（マークシート方式）及び筆記試験ですので試験当日はHBの鉛筆及び消しゴムを必ず持参して下さい。
- (2) 試験会場は喫煙施設がありません。敷地内での喫煙は禁止します。
- (3) 試験時間中の携帯電話、スマートフォン等の電子機器の使用は禁止します。必ず電源を切ってください。（時計機能としての使用も禁止します。）

*お問い合わせ先 与那原町役場 総務課 電話 098-945-2201